

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 5 年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和 6 年 1 月 12 日付松監第 72 号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

| | |
|---|---|
| 所管部課等 保健福祉部 高齢福祉課 | 所管課等長氏名 高市 直樹 |
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| <p>松山市軽費老人ホーム恵原荘</p> <p>・指定期間を超過したリース契約について 松山市軽費老人ホーム恵原荘の指定管理者として指定する期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日としているが、その指定期間を超過するリース契約が見受けられた。指定期間を超過して契約を行った理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続を徹底されたい。</p> | <p>松山市軽費老人ホーム恵原荘</p> <p>・指定期間を超過したリース契約について ご指摘いただいたあと、直ちに指定管理者に通知した。</p> <p>指定期間を超過したリース契約があった理由としては、指定管理者から「自動車リースについては、法人として一体的に管理し、リース期間中に車両使用がなくなった場合は契約内容の変更を行い他管理施設で使用することで柔軟な運用が可能であること、途中解約条項を契約書に盛り込んでいることから期間について車検期間（軽貨物の場合 2 年 3 期 6 年の期間）に合わせたリース期間を設定することで指定管理経費を抑えるよう努めていた」ことを聞き取った。指定管理者は、令和 5 年度末の軽費老人ホーム恵原荘の指定管理廃止に伴い、令和 6 年 4 月以降は他の事業団管理施設で使用する為、車両リース会社との間で契約書・仕様書にある車両使用場所等の変更について、令和 6 年 3 月 25 日付で覚書を取り交わし、指定管理期間内でのリース契約とした。</p> <p>なお、当該施設は令和 6 年 3 月 31 日で指定管理期間が終了する。</p> |